

平成29年度における公益法人への会費支出の状況

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人全国老人保健施設協会	2010405009773	年会費	2,536,000	50,000 + α (α:1床×500)	平成29年4月5日 4月7日 4月10日 4月11日 4月12日 4月13日 4月20日 4月25日 4月28日 5月2日 7月18日 10月12日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人全国老人保健施設協会	2010405009773	総合補償制度保険料	1,174,590	-	平成29年8月28日 8月29日 8月31日 9月4日 9月7日 9月29日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	91,879,500	-	平成29年4月27日 4月28日 5月29日 5月31日 6月27日 6月30日 7月27日 7月31日 8月28日 8月31日 9月27日 9月29日 10月27日 10月31日 11月27日 11月30日 12月27日 12月28日 平成30年1月29日 1月31日 2月27日 2月28日 3月27日 3月30日 3月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定

厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	年会費	1,380,000	一口 60,000	平成29年4月10日 4月20日 4月26日 4月28日 4月30日 5月8日 5月10日 5月12日 5月19日 5月22日 6月5日 7月31日 10月18日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本医師会	5010005004635	年会費	2,171,000	病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員(①):126,000 ①および③以外の会員(②):82,000 医療法に基づく研修医(③):39,000 ②のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員:28,000 ③のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員:6,000	平成29年4月21日 4月28日 5月22日 5月26日 5月30日 5月31日 6月2日 6月30日 7月5日 8月8日 8月10日 8月22日 8月28日 8月31日 9月15日 9月29日 10月5日 10月6日 10月31日 11月14日 11月15日 12月5日 12月15日 12月21日 12月26日 12月28日 12月31日 平成30年1月23日 1月31日 2月20日 3月9日 3月15日 3月28日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本看護協会	3011005003380	労働と看護の質評価事業(DiNQL)参加費	108,000	43,200 (1~5病棟まで/1病院) 64,800 (6~10病棟まで/1病院) 86,400 (11病棟以上/1病院)	平成29年5月29日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定

厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本産婦人科医会	5011105004814	年会費	108,000	A会員:61,000 B会員:54,000 C会員:39,000 準会員:19,500 減免会員:10,000 入会金:2,500 うち本部(国認定)分の 36,000×3名	平成29年8月8日 8月21日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本小児科学会	5010005018346	年会費	130,000	一口 10,000	平成30年1月31日 2月28日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本腎臓財団	3010005017779	年会費	200,000	一口 50,000	平成29年6月30日 9月15日 10月31日 11月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	年会費 (腎臓移植施設)	600,000	一口 200,000	平成29年4月28日 11月10日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	年会費 (HLA検査施設)	100,000	一口 100,000	平成29年11月10日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本中毒情報センター	6050005010703	年会費	320,000	団体:100,000 個人:10,000	平成29年4月4日 4月5日 4月12日 4月17日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定

厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本人間ドック学会	8010005008609	年会費	1,860,000	A(医師):10,000 B(医師以外):6,000 C(施設):30,000 その他指定年会費(50,000)等を含む	平成29年5月12日 5月19日 5月22日 5月23日 5月25日 5月30日 5月31日 6月2日 6月7日 6月9日 6月12日 6月15日 6月26日 6月30日 7月10日 7月19日 7月27日 7月31日 8月31日 9月28日 平成30年1月15日 1月31日 3月14日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本訪問看護財団	5011005003775	年会費 (入会金含)	140,000	一口 20,000	平成29年4月17日 4月27日 4月28日 平成30年3月28日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。